

新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>様式第1号の2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。</p> <p>なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。</p> <p>2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。</p> <p>3 間接補助事業を行う場合にあつては、上記1又は2に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあつては、上記1又は2に該当する者をその受託者としめないこと。</p> <p>4 知事が、上記1及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〔 兵 庫 県 知 事 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 ○ ○ ○ ○ ○ 様 〕</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代 表 者 名 電 話 () - 番 電 子 メール</p>	<p>様式第1号の2（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p><u>補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。</u> なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）</u></p> <p><u>1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて</u></p> <p><u>(1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。</u></p> <p><u>(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。</u></p> <p><u>(3) 間接補助事業を行う場合にあつては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあつては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者としめないこと。</u></p> <p><u>(4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。</u></p> <p><u>（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）</u></p> <p><u>2 補助金申請時の留意事項について</u></p> <p><u>(1) 兵庫県 部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。</u></p> <p><u>第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。</u></p> <p><u>(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 暴力団等であるとき。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。</u></p> <p><u>第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〔 兵 庫 県 知 事 〕</p> <p style="text-align: center;">〔 ○ ○ ○ ○ ○ 様 〕</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代 表 者 名 電 話 () - 番 電 子 メール</p>